

利用者利益の保護のための措置に関してご意見をお伺いしたい事項 (勧誘の適正化・代理店の届出に関する省令の方向性関係)

資料2

1. 電気通信事業者及び販売代理店に対する禁止行為【第27条の2第2号及び第4号※関連】

(1) 自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為【第27条の2第2号】

第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立つて、その相手方(電気通信事業者である者を除く。)に対し、自己の氏名若しくは名称又は当該契約の締結の勧誘である旨を告げずに勧誘する行為(利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。)

<ご意見をお伺いしたい事項> 適用除外となる行為としてどのようなものが考えられるか。

(2) 利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為【第27条の2第4号】

利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為

<ご意見をお伺いしたい事項> 新たな禁止行為として規定するべきと考えるものはあるか。

2. 販売代理店の届出制度【第73条の2第1項関連】

(1) 届出事項等【第73条の2第1項】

電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は名称及び住所
- ③ 当該媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び住所
- ④ 当該媒介等の業務に係る電気通信役務についての第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の別
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

<ご意見をお伺いしたい事項> 届出事項として上記①～④のほか、省令で定める事項としてどのようなものが適当か。

(2) その他利用者利益の保護のための措置

<ご意見をお伺いしたい事項> 販売代理店の届出制度をその業務の適正性の確保及び利用者利益の保護に資するものとするために講ずべき措置としてどのようなものが考えられるか。